

業務用食器洗浄機用洗浄剤の認証制度 に関するガイドライン

日本食品洗浄剤衛生協会
2023年12月

※注：本ガイドラインの赤字の部分が2023年12月改訂の部分です。

目次

1. ラベル表示ガイドライン	1
2. 特定用語の	14
3. 製造ガイドライン	16
4. 認証制度運用に関するQ&A	17

1. ラベル表示ガイドライン

[制定：2005年4月]

[改訂：2018年1月]

[改訂：2023年12月]

(1) 一般表示事項

* ラベル表示に関しては、各種業務用洗浄剤の表示に関するガイドライン（2023年12月改訂）を遵守し、使用者に対し分かりやすく親切な表示を作成するものとする。なお、法律等に基づく製品への表示については遵守する。また、実際のラベルの作成にあたっては、各社の責任において、各社の判断で表示内容を決定することが望ましい。

特に留意すべき点を以下に示す。

① 使用前の注意喚起

医薬用外劇物の場合：必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。

その他の場合：必ず使用前に「使用上の注意」をお読みください。

上記の旨を表示する。

② 一般消費者用と区別するため、業務用と表示する。

③ 絵表示は、GHS、JIS および洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の絵表示以外についても、端的に注意を喚起するため、積極的に用いるのが望ましい。

④ 当協会のガイドラインに基づくことを明記するために表示する。

⑤ 品名として、業務用食器洗浄機用洗浄剤と表示する。

⑥ 成分として、一般表示成分（表-1 に代表例を記載）については、これらの成分が5w/w%以上含有する場合、界面活性剤は1w/w%以上含有する場合は、名称を表示する。特定表示成分（表-2 に代表例記載）については、配合の多少に関わらず名称を表示する。

⑦ 性状

製品の形態を表示し、pH値による液性を（ ）内に表示する。

測定規準：雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月通産省告示第672号：最終改正平成13年4月経済産業省告示第328号の住宅用または家具用の洗浄剤の液性表示）に基づく。

内容の抜粋；

液性の表示に際しては、次の表の左欄に掲げる水素イオン濃度(pH)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる液性を用いて表示すること。この場合において水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものにあたっては原液について、粉末や固形のものにあたっては、1リットルの水に50グラムの試料を溶かした溶液について日本工業規格 Z8802(pH 測定方法) に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は25℃とすること。

水素イオン濃度 (pH)	用語
11.0 を超えるもの	アルカリ性
11.0 以下 8.0 を超えるもの	弱アルカリ性
8.0 以下 6.0 以上のもの	中性
6.0 未満 3.0 以上のもの	弱酸性
3.0 未満のもの	酸性

⑧ 用途

自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄上記の旨を表示する。

⑨ 内容量または正味量 (Net または Gross で可)

重量または容量 (kg, L など) で表示する。

⑩ 標準使用濃度

%で表示する。 **~**%と幅をもたせて表示してもよい。

⑪ 使用方法

必要に応じて記載

⑫ 使用上の注意

最低限必要な注意事項の例文を次に記載する。それ以外の注意事項は各社で記載することは可能。なお、表示の順番は自由で、文言は内容的に逸脱していなければ表現も自由とする。また、()は削除が可能である。

- ・ 作業時は(状況に応じて、)保護メガネおよび炊事用手袋を使用する旨。
- ・ 他の薬剤、洗浄剤や水とまぜない旨。
- ・ 他の容器(飲料用のボトルなど)に移し替えて使用しない旨。
「該当しない場合は適切な表現」
- ・ 使い終わった容器はよく洗ってから処理する旨。
「該当しない場合は適切な表現」
- ・ 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。
- ・ 子供の手の届かないところに保管する旨。

*代表表示例を表-3に記載するので参照のこと。

⑬ 応急処置

応急処置の例文を次に記載する。それ以外の応急処置は各社で記載することは可能。なお、表示の順番は自由で、文言は内容的に逸脱していなければ表現も自由とする。また、()は削除が可能である。

*中性タイプ

- ・ 液が目に入った場合、速やかに流水でよく洗眼する。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。

＊非苛性タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。)
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある旨。

＊非劇物タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊劇物タイプ

- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊塩素系非苛性タイプ

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。)
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受け

る旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。)

- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある旨。

＊塩素系非劇物タイプ

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)状態に変化が見られた場合、速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊塩素系劇物タイプ

- ・ 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある旨。
- ・ 目に入った場合、直ちに15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。手当てが遅れると失明する恐れがある。
- ・ 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水、(牛乳や生卵)を飲ませる。(意識がない場合には、口から何も与えない。)吐かせてはいけない。SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける旨。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。)
- ・ 液が皮膚に付着した場合、直ちに多量の水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服は直ちに脱ぐ。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こす恐れがある旨。

＊代表表示例を表-3に記載するので参照のこと。

⑭ 発売元の名称、住所、電話番号

劇物の場合は、製造元(輸入元)、住所、電話番号などを記載する。

製造ロット番号は、JISに準ずることが望ましいが、製造年月日が判読できる方法で表示する。

(2) その他

- ① 製品は、表示に記載されている標準使用方法に基づいて使用した場合、表示する有効性が認められなければならない。効能効果の実証については、製品を製造または

販売するものが、各々の効力試験方法に基づいて有効性を自主的に確認することとする。

② 表示事項は、洗浄剤の最小個装単位に表示する。

(3) 表示例

参考になるように表-3 に表示例を示す。

この表示例はあくまでも1つの例示に過ぎず、各社は使用者に対して分かりやすく親切な表示を作成するように心がける。

表-1 一般表示成分代表例のリスト

表示する名称		成分の代表例	
炭酸塩		炭酸ナトリウムまたはカリウム，炭酸水素ナトリウムまたはカリウム セスキ炭酸ナトリウム，炭酸ナトリウムカリウム	
塩化物		塩化ナトリウム，塩化カリウム，塩化マグネシウム，塩化カルシウム 塩化アルミニウムなど	
けい酸塩		オルソけい酸ナトリウムまたはカリウム，メタけい酸ナトリウムまたはカリウム， セスキけい酸ナトリウムまたはカリウム，1号けい酸ナトリウムまたはカリウム， 2号けい酸ナトリウムまたはカリウム，3号けい酸ナトリウムまたはカリウム， 4号けい酸ナトリウムまたはカリウム，合成ゼオライト，含水けい酸アルミニウム など	
硼酸塩		硼砂	
カルボン酸塩		クエン酸ナトリウムまたはカリウム，グルコン酸ナトリウムまたはカリウム， リンゴ酸ナトリウムまたはカリウム，ニトリロ三酢酸ナトリウムまたはカリウム (NTA)，エチレンジアミン四酢酸ナトリウムまたはカリウム (EDTA)，イミノジ酢酸ナトリウム またはカリウム，カルボキシメチルセルロース (CMC)，ポリアクリル酸ナトリウム， ポリマレイン酸ナトリウム，ポリアクリル酸マレイン酸コポリマーナトリウム など	
硫酸塩		硫酸ナトリウム，硫酸カリウム，硫酸マグネシウム，硫酸カルシウム	
りん酸塩		第一りん酸ナトリウムまたはカリウム，第二りん酸ナトリウムまたはカリウム， 第三りん酸ナトリウムまたはカリウム，トリポリりん酸ナトリウムまたはカリウム， 環状メタりん酸ナトリウム，ヘキサメタりん酸ナトリウムまたはカリウム， ピロりん酸ナトリウムまたはカリウム など	
ホスホン酸塩		1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸ナトリウム (HDEPO)，エチレンジアミン テトラキスメチレンホスホン酸ナトリウム (EDTPO)，ニトリロトリスメチレン ホスホン酸ナトリウム (NTPO)，ジエチレントリアミンペンタメチレン ホスホン酸ナトリウム (DETPPO) など	
高分子		ナフタレンスルホン酸ポリマー，ポリビニルアルコール (PVA)	
アミン類		アルカノールアミン，アンモニア	
多価アルコール		グリセリン，グリコール	
非イオン系界面活性剤	系別	高級アルコール系 (非イオン) 脂肪酸系 (非イオン) 酸化アルキレン系	種類 ポリオキシエチレンアルキルエーテル グリセリン脂肪酸エステル EO/PO 共重合体，EO/B0 共重合体
陰イオン系界面活性剤	系別	脂肪酸系 (陰イオン) 直鎖アルキルベンゼン系 高級アルコール系 (陰イオン) アルファオレフィン系 ルマルパラフィン系	種類 脂肪酸ナトリウムまたはカリウム (石けん) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (LAS) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム (AES) アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム (AOS) アルキルスルホン酸ナトリウム

表-2 特定表示成分代表例のリスト

表示する名称	成分の代表例
水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム
水酸化カリウム	水酸化カリウム
酵 素	α-アミラーゼ, プロテアーゼ, リパーゼ
酸素系漂白剤または 酸素系酸化剤	過炭酸ナトリウム
塩素系漂白剤または 塩素系酸化剤	塩素化イソシアヌル酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウム

表-3-1 食器洗浄機用洗浄剤- I〔液体・非苛性・塩素系〕

業務用 ○△□× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

メチル酸ナトリウム: 20%
次亜塩素酸ナトリウム (12%) : 25%
水: 55%
液性情報: pH ≥ 11.5

ませるな危険

このマークは、食洗協が定めた自主規格基準に適合していることを示すものです。

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(ませる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
飲み込むと有害
重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
臓器の障害のおそれ
水生生物に毒性

酸性タイプと併用不可

目に注意

マスク・手袋 着用

必ず換気

子供に注意

日本食品洗浄剤衛生協会 (食洗協) の定めたガイドライン (GHS) に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	塩素系漂白剤、ケイ酸塩
性状	液体の記載 (液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg 又は L 等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 ・キャップを開けるとき、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 ・く使用中に吸入される粒子が発生するかもしれない場合) >ミスト、蒸気を吸入しない旨。 ・取扱い後はよく手を洗う旨。 ・他の薬剤、洗浄剤等とはませない旨。 ・交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるため十分に注意しながら差し替える旨。 ・他の容器 (飲料用のボトルなど) に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した) 専用の (プラスチック) 容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 ・子供の手の届かないところに保管する旨。 ・施設して保管する旨。 ・必要な時以外は、環境への放出をさける旨。 ・物的被害を防止するためにも流出したものを吸収する旨。 ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 ・内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の) 規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示 (イラスト等)、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当が遅れると生命にかかわる恐れがある。 ・目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。) 状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。) ・万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水 (牛乳) を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。) 吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) ・液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。) 手当てが遅れると炎症 (熱症) を起こすことがある。 ・万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等 (性状に適したものを指定) に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元:	○×× 株式会社
住所:	東京都○区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

*非苛性とは、製品成分として意図して苛性成分を配合しないものとする。
(例) 次亜塩素酸ナトリウムに含まれる苛性ソーダは対象外とする。

表-3-2 食器洗浄機用洗浄剤-Ⅱ〔液体・非劇物・塩素系〕

水酸化カリウム:4.8%
 トリホリン酸ナトリウム:20%
 次亜塩素酸ナトリウム(12%):25%
 水:50.2%
 液性情報:pH ≥ 11.5

業務用 ○△□× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

まぜるな
危険



このマークは、食洗協が
 定めた自主規格基準に
 適合していることを示す
 ものです。

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
 飲み込むと有害
 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
 臓器の障害のおそれ
 水生生物に毒性



酸性タイプと
併用不可



目に注意



マスク・手袋
着用



必ず換気



子供に注意

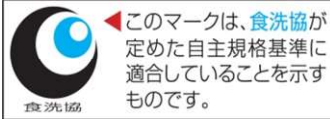
日本食品洗浄剤衛生協会（食洗協）の定めたガイドライン（GHS）に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	塩素系漂白剤、リン酸塩、水酸化カリウム
性状	液体の記載（液性の表示「アルカリ性など」）
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	%（～ %）
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 キャップを開けると、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 （使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合）ミストを吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とはまぜない旨。 交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるため十分に注意しながら差し替える旨。 他の容器（飲料用のボトルなど）に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、（洗浄で乾燥した）専用の（プラスチック）容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 子供の手の届かないところに保管する旨。 施設して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収する旨。 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 容器を密閉して換気の良いところで保管する旨。 内容物や容器は、（国際/国/都道府県/市町村の）規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示（イラスト等）、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当が遅れると生命にかかわる恐れがある。 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）状態に変化が見られた場合、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。） 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水（牛乳）を飲ませる。（意識のない場合には、口から何も与えない。）吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。） 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。（液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。）手当てが遅れると炎症（熱症）を起こすことがある。 万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等（性状に適したものを指定）に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元:	○××× 株式会社
住所:	東京都○×区△△町×番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-3 食器洗浄機用洗浄剤-Ⅲ〔液体・劇物・塩素系〕

水酸化カリウム:15%
 トリポリリン酸ナトリウム:20%
 次亜塩素酸ナトリウム(12%):12%
 水:53%
 液性情報:pH ≧ 11.5

業務用 ○△□× (製品名)

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。



医薬用外劇物
 水酸化カリウム:15%

塩素系

- 酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て**危険**。
- 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。
- 子供の手にふれないようにする。
- 必ず換気をよくしてから使用する。



危険

金属腐食のおそれ
 飲み込むと有害
 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
 臓器の障害
 水生生物に有害



酸性タイプと併用不可



目に注意



マスク・手袋着用



必ず換気



子供に注意

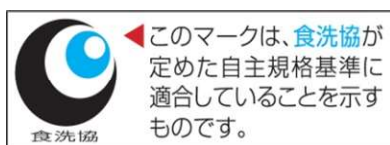
日本食品洗浄剤衛生協会(食洗協)の定めたガイドライン(GHS)に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	リン酸塩、水酸化カリウム、塩素系漂白剤
性状	液体の記載(液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 キャップを開けると、液が飛び出す恐れがある。また、容器を移動するときは、キャップをしっかり開める。緩んでいると、液が跳ねて目や皮膚に付く恐れがある旨。 く(使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合)ミストを吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とはまぜない旨。 交換時は、チューブに付着した洗浄剤がはねる可能性があるので十分に注意しながら差し替える旨。 他の容器(飲料用のボトルなど)に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した)専用の(プラスチック)容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 子供の手の届かないところに保管する旨。 密閉して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収する旨。 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する旨。 容器を密閉して換気の良いところで保管する旨。 内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の)規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示(イラスト等)、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 万一、有害な塩素ガスを吸い込んだ場合には、直ちに患者を風通しの良い場所に避難させ、安静にした後に速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると生命にかかわる恐れがある。 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。)その後、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。) 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水(牛乳)を飲ませる。(意識のない場合には、口からも与えない。)吐かせてはいけない。気分が悪い時は、医師に連絡する。SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。)手当てが遅れると炎症(熱症)を起こすことがある。 万一流出した場合、物質被害を防止するため、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等(性状に適したものを指定)に吸収させ、密閉できる空容器に回収する。
発売元:	○××× 株式会社
住所:	東京都○×区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造元:	○×××△△工業 株式会社
住所:	埼玉県□□市○○町××番地
電話番号:	048-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-4 食器洗浄機用洗浄剤-IV〔粉末・非苛性・非塩素系〕

業務用	○△□× (製品名)
-----	------------

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

メタケイ酸ナトリウム: 20%
 EDTA-4Na: 20%
 炭酸ナトリウム: 60%



危険

飲み込むと有害
 吸入すると有害 (気体、蒸気、粉じん及びミスト)
 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気又はめまいのおそれ
 水生生物に有害

日本食品洗浄剤衛生協会 (食洗協) の定めたガイドライン (GHS) に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	炭酸塩、ケイ酸塩、カルボン酸塩
性状	粉末の記載 (液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄
内容量	kg又はL等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトンクを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 交換時は、カートリッジ (容器) に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 他の容器 (飲料用のボトルなど) に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、(清浄で乾燥した) 専用の (プラスチック) 容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 移動、保管時は容器の口 (キャップ) をしっかりと閉める旨。「液体、固形などの製品の場合」 子供の手の届かないところに保管する旨。 施錠して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の) 規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示 (イラスト等)、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。) 状態に変化が見られた場合、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液と多量に接触した場合、手当てが遅れると失明することがある。) 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水 (牛乳) を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。) 吐かせてはいけい。状態に変化が見られた場合、SDSか本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。) 手当てが遅れると炎症 (熱症) を起こすことがある。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元:	○○×× 株式会社
住所:	東京都○○区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

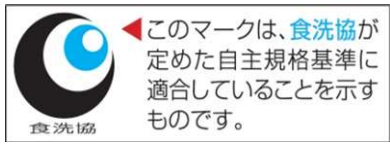
表-3-5 食器洗浄機用洗浄剤-V〔粉末・非劇物・非塩素系〕

業務用

○△□×（製品名）

必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。

水酸化ナトリウム: 4.8%
 EDTA-4Na: 20%
 炭酸ナトリウム: 75.2%



飲み込むと有害
 吸入すると有害（気体、蒸気、粉じん及びミスト）
 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気又はめまいのおそれ
 臓器の障害のおそれ

日本食品洗浄剤衛生協会（食洗協）の定めたガイドライン（GHS）に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	炭酸塩、カルボン酸塩、水酸化ナトリウム
性状	粉末の記載（液性の表示「アルカリ性など」）
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg又はl等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	%（～ %）
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 ・屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 ・粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 ・取扱い後はよく手を洗う旨。 ・他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 ・洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 ・洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトンクを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 ・交換時は、カートリッジ（容器）に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 ・他の容器（飲料用のボトルなど）に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・他の容器に移し替える場合は、（洗浄で乾燥した）専用の（プラスチック）容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 ・アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 ・業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 ・移動、保管時は容器の口（キャップ）をしっかり閉める旨。「液体、固形などの製品の場合」 ・子供の手の届かないところに保管する旨。 ・施設して保管する旨。 ・必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 ・内容物や容器は、（国際/国/都道府県/市町村の）規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」	ユーザーにとってより判り易い表示（イラスト等）、項目などは各社の判断で対応
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。（コンタクトレンズは外す。）その後、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると失明することがある。 ・万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水（牛乳）を飲ませる。（意識のない場合には、口から何も与えない。）吐かせてはいけない。状態に変化が見られた場合、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。（濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。） ・液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。（液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。）手当てが遅れると炎症（熱症）を起こすことがある。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元:	○△□× 株式会社
住所:	東京都○△区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

表-3-6 食器洗浄機用洗浄剤-VI〔粉末・劇物・非塩素系〕

業務用 ○△□× (製品名)

水酸化ナトリウム: 50%
EDTA-4Na: 10%
炭酸ナトリウム: 40%

必ず使用前に「安全データシート (SDS)」と「使用上の注意」をお読みください。

医薬用外劇物
水酸化ナトリウム: 50%

このマークは、食洗協が
定めた自主規格基準に
適合していることを示す
ものです。



危険

飲み込むと有害
吸入すると有害 (気体、蒸気、粉じん
及びミスト)
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
臓器の障害
水生生物に有害

日本食品洗浄剤衛生協会 (食洗協) の定めたガイドライン (GHS) に基づく表示	
品名	業務用食器洗浄機用洗浄剤
成分	水酸化ナトリウム、炭酸塩、カルボン酸塩
性状	粉末の記載 (液性の表示「アルカリ性など」)
用途	自動食器洗浄機を使用した食器、器具類の洗浄用
内容量	kg 又は l 等 計量法に基づく表示
標準使用濃度	% (~ %)
使用方法	必要に応じて記載
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 作業時は、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しない旨。 屋外または換気の良い場所でのみ使用する旨。 粉塵、ミスト、蒸気を吸入しない旨。 取扱い後はよく手を洗う旨。 他の薬剤、洗浄剤等とは混ぜない旨。 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のスプーンを使用する旨。「粉末の手投げ洗浄剤」 洗浄機に洗浄剤を投入する際は、乾燥した専用のトングを使用する旨。「タブレットの手投げ洗浄剤」 交換時は、カートリッジ (容器) に洗浄水が付着することがあるので口を上にして差し替える旨。「カートリッジタイプの場合」 他の容器 (飲料用のボトルなど) に移し替えて使用しない旨。「該当しない場合は適切な表現」 他の容器に移し替える場合は、(洗浄で乾燥した) 専用の (プラスチック) 容器に、その商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する旨。「該当しない場合は適切な表現」 使い終わった容器は良く洗ってから処理する旨。「該当しない場合は適切な表現」 アルミニウム製の食器や器具類および漆器の洗浄を避ける旨。「該当しない場合は削除」 銅や銅合金およびスズ製の物品の洗浄、接液を避ける旨。「該当しない場合は削除」 業務用食器洗浄機以外の用途には使用しない旨。 移動、保管時は容器の口 (キャップ) をしっかりと閉める旨。「液体、固形などの製品の場合」 子供の手の届かないところに保管する旨。 施設して保管する旨。 必要な時以外は、環境への放出を避ける旨。 内容物や容器は、(国際/国/都道府県/市町村の) 規則に従って廃棄する旨。
※その他の注意事項「各社対応」 ユーザーにとってより判り易い表示 (イラスト等)、項目などは各社の判断で対応	
応急処置	<ul style="list-style-type: none"> 目に入った場合、直ちに流水で15分以上洗い流す。(コンタクトレンズは外す。) その後、SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。手当てが遅れると失明することがある。 万一飲み込んだ場合、直ちに多量の水 (牛乳) を飲ませる。(意識のない場合には、口から何も与えない。) 吐かせてはいけない。SDSが本品を持参して速やかに医師の診断を受ける。(濃い液を多量に飲み込んだ場合、手当てが遅れると生命にかかわることがある。) 液が皮膚に付いた場合、直ちに水で十分に洗い流す。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。(液が付着した衣服や靴は直ちに脱ぐ。再使用する場合には洗濯する。) 手当てが遅れると炎症 (熱症) を起こすことがある。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
発売元:	○△×× 株式会社
住所:	東京都○○区△△町××番地
電話番号:	03-△△△△-□□□□
製造元:	○△××△△工業 株式会社
住所:	埼玉県□□市○○町××番地
電話番号:	048-△△△-□□□□
製造ロット番号:	このスペースに表示するか、欄外に表示する場合は欄外に表示を記入

2. 業務用食器洗浄機用洗浄剤の特定用語の ラベル表示に関するガイドライン

[制定：2005年4月]

[改訂：2015年2月]

本ガイドラインは市場条件などを総合的に考慮して、特定用語の表示に関して本協会により自主的に設定されたものである。一般ユーザーの適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘因を防止し、公正かつ秩序ある競争を確保することを目的としている。

(1) ラベル表示に使用される特定用語

事業者は業務用食器洗浄機用洗浄剤の品質、性能、効果等に関して、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

① 万能を意味する用語

「万能」、「万全」、「何でも」等用途または効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することはできない。

② 完全を意味する用語

「完全」、「100パーセント」、「絶対」等全く欠けるところがないことを意味する用語は、断定的に使用することはできない。

③ 安全、無公害を意味する用語

「安全」、「無害」、「無公害」など安全性等を強調する用語は、断定的に使用することはできない。

④ 優位性を意味する用語

「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的な数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

⑤ 最上級を意味する用語

「最高」、「最大」、「最小」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的な数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

⑥ 永久を意味する用語

「永久」、「いつまでも」、「不変」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

⑦ 環境保全を意味する用語

環境保全に配慮していることを意味する用語は、客観的事実に基づく具体的な数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

(2) 用語の科学的裏付けについて

事業者は次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

① 成分表示

業務用食器洗浄機用洗浄剤の成分を商品に表示する場合（業界の自主規格基準に定める表示方法による表示を除く。）には、化学名、商品名もしくはこれらの一般的に普及している略名またはその成分の使用目的等を示す語句を用いることができる。

ただし、その成分の付加に伴う注意事項があるときには、表示者はこれを付記しなければならない。

② 比較表示

業務用食器洗浄機用洗浄剤の品質、性能、効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的、科学的事実に基づく根拠がなければならない。

③ 新製品表示

「新製品」、「新発売」等の文言は、当該商品の発売後、1か年を超えて使用することはできない。

* 特定用語の表示ガイドラインについては 広告、パンフレット等にも適用されることが望ましい。

3. 製造ガイドライン

[制定：2005年4月1日]

製造に当たっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮するよう努める。本基準は科学技術の進歩等に合わせ定期的（3年毎を目処とする）に見直す。

(1) 構造設備

- ① 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料・器具等を所定の場所に整理すること。
- ② 塵、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。
- ③ 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。ただし他の試験・研究機関（食品衛生指定検査機関など）を利用して自己の責任で試験を行なう場合は、この限りではない。

(2) 管理

- ① 製造と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- ② 製造の仕様書（作業手帳を含む）を設定し、これに添って作業を行うこと。
- ③ ロットの追跡が行えるような作業を行い、その記録を整備すること。
 - 1) 各作業工程、例えば秤量、原材料の受払い等の際に十分なチェックを行うこと。
 - 2) 製造工程の最終段階で品質チェックを行うこと。
- ④ 設備、器具等を定期的に点検整備すること。
- ⑤ 作業員に対する教育及び訓練を十分に行うこと。
- ⑥ 試験実施計画を作り計画的に品質管理のための試験、検査を行うこと。
- ⑦ 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を、適当な条件下で、製品の流通期間を考慮し十分な期間保存すること。
- ⑧ 製品に対する苦情を含めた情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。
- ⑨ 記録は整備し、少なくとも3年間保管すること。
- ⑩ 製造を委託する場合にあつては、委託者が製造・製品の責任をもち検体・記録の保管責任に当たること。

4. 認証制度運用に関する Q&A

[制定：1993 年 9 月]

[改訂：2015 年 2 月]

[申請・検査関係]

- Q 1) 製品名が同一で容器形状・容量が異なる場合、すべてに申請が必要か？
A 1) 同一製品名ならば一申請で可。ただし、表示見本は、全種類について提出すること。
- Q 2) 原料メーカーを変更（原料規格は不変）した場合、あるいは、品質およびラベル表示に変更のない組成変更をした場合、新たに申請が必要か？
A 2) その必要はない。
- Q 3) 成分が同一で製品名が異なる場合、申請、検査は製品ごとに必要か？
A 3) 製品名ごとに申請は必要であるが、検査は代表製品のみでよい。その場合、同一処方のため成分規格検査の免除を申請できる。
- Q 4) PB 製品の場合、認証登録を申請するものは製造者か販売者か？
A 4) 申請は基本的には製造者が行なう。
- Q 5) 製造元が複数ある場合、成分規格検査は全ての製造元の検体について行う必要があるか？
A 5) 原料系統などが製造元によって異なる場合があることから、成分規格検査は、全ての製造元の検体について行うことが望ましいが、申請者にかかる負担を考慮に入れて、いずれか 1 製造元の検体について行えばよいこととする。
- Q 6) 認証登録申請書 [書式-1]、適合マーク標記期間更新申請書 [書式-3]、および適合マーク標記中止届書 [書式-4] の申請者は、社長などの代表者でなければならないか？
A 6) これら申請書等の申請者は代表者またはこれに準ずる者であることが必要である。社長など代表権を有する者でなくても、役員であり当該洗浄剤部門の責任者であれば代表者とみなすことができる。

[成分規格関係]

- Q 7) 公的検査機関等に依頼する「成分検査項目」の内訳は？
A 7) 必須項目は、ひ素、重金属、メタノールの 3 項目である。ただし、メタノールについては、液状のものに限って試験する。なお、蛍光増白剤は着色料とみなされるため、試験項目より削除した。

特定項目（酵素，漂白剤，着色料，香料の 4 項目）は申請時に配合の有無および安全性の確認を申告する。

- Q 8) 公的検査機関等への成分検査依頼の方法が分からない。
A 8) 当協会より公的検査機関等を紹介する。

[ラベル表示関係]

- Q 9) 「アルミ」や「漆塗」の食器に対する注意表示はどこに記載するのか？
A 9) 注意表示の記載場所の分散化を防ぐ意味で、「使用上の注意」に集中して記載す。
なお、「アルミ専用」の表現は注意表示ではないので、この限りではない。
- Q10) 発売元の代わりに販売元，内容量の代わりに正味量を使ってよいか？
A10) 意味は同じであるが，ガイドラインの表-3 の表示に従い，発売元・内容量に統一することが望ましい。
- Q11) 表示事項として成分名，使用上の注意を記載する場合，漢字，ひらがな，カタカナの使い分けは自由か？
A11) ガイドラインの表-1，表-2 および表-3 に従って記載する。ただし，止むを得ない事情がある場合には，使い分けてもよい。
- Q12) 製品名に「洗剤」とつけてもよいか？
A12) 製品名は自由でありメーカーの責任による自主判断でよく，「洗剤」でもよい。しかし製品名以外の場合は家庭用品品質表示法分類に準じて「洗浄剤」という文言を使用すること。
- Q13) ダンボールへの表示はどの程度必要か？
A13) ダンボールに枠内表示（一般表示事項）はしなくてもよい。塩素ガス関連の危険表示は 1 色でもよいが，該当する全製品について行う。
- Q14) 個装の場合，塩素系漂白剤配合洗浄剤の危険表示は 1 色でよいか？
A14) 家庭用品品質表示法で 3 色と定められており，3 色が望ましい。
- Q15) 濃度表示は単に「%」でよいか？
A15) 「w/ w%」でも「w/v%」でも「%」でもよい。
- Q16) 「超強力タイプ」の「超」は問題ないか？
A16) 公正競争規約に基づき，客観的根拠の無い場合は使用できない。

- Q17) 使用上の注意の記載順序，文言は自由か？
- A17) 記載順序については特に指定しない。基本的には ガイドラインの表-3 の項目をカバーし，よりユーザーの立場と安全性を配慮した文言を心がけることとする。
- Q18) 「銀器が曇ったら〇〇を使用して下さい」といった，他の製品に関する宣伝等を「使用上の注意」に表示してよいか？
- A18) 「使用上の注意」の中に表示してはいけない。「使用上の注意」とは分けて別の適切な箇所に表示するのは良い。
- Q19) 複数の成分名を列記して表示する際に，成分名間の区切りはどのようにするか？
- A19) 空白または「,」で区切る。
- Q20) 表示に関して枠で囲う必要あるか？
- A20) 必要はないが，判りやすい表示を心がける。